

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	件等を次とのおり告示する。	省令第三十号)第六条第十一項の規定に基づき、財務省告示第一百十号
利	發行	振替	額最低込額	払込額	發行方法	用振替の適法	法律及條項の適法	發行の根柢及びその適法	名稱及び記	平等省令第三十号)第六条第十一項の規定に基づき、財務省告示第一百十号
率	格	日	位	金額	額	通	社債、株式等の振替に關する法律	特別会計に關する法律	利付國庫債券(十年)(第三百四十七)	利付國債の發行条件等を次とのおり告示する。
年	錢額	平成	す額の記	の振替	五四円	額い募	振の以	社債、第一項	利付國庫債券(十年)(第三百四十七)	利付國債の發行条件等を次とのおり告示する。
○	面成	るの記	替	万億	面に集	替適	下「平成十三年法律第七十五号。	債券(十年)(第三百四十七)	利付國庫債券(十年)(第三百四十七)	利付國債の發行条件等を次とのおり告示する。
・	金三。	整載法	円五千	金よ取	機用	「振替法」という。」の規定	法律第二十三号)第四十七	利付國庫債券(十年)(第三百四十七)	利付國庫債券(十年)(第三百四十七)	利付國債の發行条件等を次とのおり告示する。
一	額十	數又は規	千八	額る	扱機関	を受けるものとし、その	法律第二十三号)第四十七	利付國庫債券(十年)(第三百四十七)	利付國庫債券(十年)(第三百四十七)	利付國債の發行条件等を次とのおり告示する。
パ	百年	倍は規	八万	で四億	日本銀行	とする。その	法律第二十三号)第四十七	利付國庫債券(十年)(第三百四十七)	利付國庫債券(十年)(第三百四十七)	利付國債の發行条件等を次とのおり告示する。
セ	円三月	の記定	三千	による	による募	とする。その	法律第二十三号)第四十七	利付國庫債券(十年)(第三百四十七)	利付國庫債券(十年)(第三百四十七)	利付國債の發行条件等を次とのおり告示する。
ン	につき	金額によ	七千	最振	集の取	とする。その	法律第二十三号)第四十七	利付國庫債券(十年)(第三百四十七)	利付國庫債券(十年)(第三百四十七)	利付國債の發行条件等を次とのおり告示する。
ト	日	るよ	七百	低替	扱の取	とする。その	法律第二十三号)第四十七	利付國庫債券(十年)(第三百四十七)	利付國庫債券(十年)(第三百四十七)	利付國債の發行条件等を次とのおり告示する。
		も額口	八十万	も額口	扱の取	とする。その	法律第二十三号)第四十七	利付國庫債券(十年)(第三百四十七)	利付國庫債券(十年)(第三百四十七)	利付國債の發行条件等を次とのおり告示する。
		の面座	四十円	の面座	扱の取	とする。その	法律第二十三号)第四十七	利付國庫債券(十年)(第三百四十七)	利付國庫債券(十年)(第三百四十七)	利付國債の發行条件等を次とのおり告示する。
		と金簿			扱の取	とする。その	法律第二十三号)第四十七	利付國庫債券(十年)(第三百四十七)	利付國庫債券(十年)(第三百四十七)	利付國債の發行条件等を次とのおり告示する。

十 十 十 十  
八 七 六 五 四

十 三  
二

払 払 元 償 償 後 第 初 期 利 子  
込 場 利 還 還 の 二 期 利 期 利 予  
期 所 金 金 期 利 期 利 予  
日 支 額 限 予 以

平 日 額 平 る い 日 每 謹 す 次 そ が 金 と 平 謹 に 金 加 各  
成 本 面 成 利 て を 年 金 額 有 号 の 銀 額 し 成 額 額 の 総 額 に 払 額 え 募  
三 銀 金 三 子 、 支 六 金 額 期 及 翌 行 を 、 三 い を 、 集  
十 行 額 十 を そ 払 月 × 日 び 営 休 支 次 十 込 第 次 取  
年 百 九 支 の 期 二 100 | 0.1 に 第 業 業 払 の 年 む 十 の 扱  
三 円 年 払 日 と 十 × つ 十 日 日 う 算 六 × も 八 算 機  
月 に 十 う 以 し 日 2 | 1 い 五 に に 。 式 月 100 | 0.1 の 号 式 関  
八 つ 二 。 前 、 及 て 号 支 当 た に 二 と に は  
日 き 月 六 各 び 同 に 払 た だ よ 十 × す 規 よ 、  
百 二 月 支 十 じ お う る し り 日 3 | 78 す 定 り 払  
円 十 間 払 二 ) い 一 と 、 算 を 65 | 78 。 す 算 込  
日 に 期 月 て 以 き 支 出 支  
属 に 二 規 下 は 払 し 払  
す お 十 定 、 、 期 た 期  
日 た に